

会員情報取扱いに関する規定

2000年2月8日 庶務理事会承認
2007年1月9日 広報理事会変更
2012年3月27日 広報理事会一部変更

（目的）

第1条 本規定は支部・部門等が、その活動を行うにあたって「必要な会員情報を利用する」場合の内容等を定めるものである。

（情報提供範囲）

第2条 本会より提供出来る情報の範囲は、次の通りとする。

- (1) 氏名，連絡先（通信先）
- (2) 部門登録順位一覧
- (3) 勤務先別会員数，氏名
- (4) 会誌で公開されている役員就任情報

2. 上記以外の情報は利用目的をみて広報理事が判断する。

（情報提供方法）

第3条 支部・部門等の活動に必要な情報は「紙媒体」で提供する事を原則とする。特に，会員の連絡先等はタックシール形式等に印刷して提供する。

（電子メールでの情報提供）

第4条 部門登録者および支部の会員への電子メールによる情報提供（インフォメーションメール配送システム）については，別に定める。

（他の支部・部門等の情報利用）

第5条 他の支部・部門等の会員情報が必要な場合は，必ず「使用目的」を明記して，該当する組織長（支部長・部門長等）の了解を得る。

（情報利用申込み）

第6条 組織長（支部長・部門長等）は，所定のフォーマットに「必要な情報」「利用目的」を明記し本会に申し出る。

（管理体制）

第7条 本会職員は会員情報の管理については，別に定める規則及び就業規則などに従い守秘義務を負うものである。